

## 第8期 雲南市農業委員会第25回総会議事録

1. 日 時 令和7年7月23日（水） 13:30～14:18

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（14名）

4. 欠席委員（4名）

5. 事務局又は説明者

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

議第169号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議第170号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第171号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第172号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第173号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案  
に対する意見について

議第174号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具  
申について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、皆様ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。 これより先は、嘉本会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第25回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、15番委員、16番委員を指名いたします。</p>
議長 事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について報告並びに説明】 ①会長専決処分の報告について（令和7年6月25日開催第24回総会分） ②農地法第5条第1項の規定による届出の受理について ③農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ④農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の開催報告 ・会議等の開催予定</p>
議長	<p>説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げてから発言をお願いします。 （なしの声あり）</p>
議長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 最初に、議第169号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、議第169号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について説明します。議案書7ページをご覧ください。図面資料については1ページからです。 番号1番から2番、〇〇町〇〇、地目は田2筆で、関係者は1名、面積は4,343㎡です。令和7年7月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号3番、〇〇町〇〇、地目は畑1筆で、関係者は1名、面積は25㎡です。令和7年7月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号4番から5番、〇〇町〇〇、地目は田1筆、畑1筆、合計2筆で、関係者は1名、面積は763㎡です。令和7年7月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号6番、〇〇町〇〇、地目は畑1筆で、関係者は1名、合計面積は449㎡です。令</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>和7年7月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であることから、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明いたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>議第169号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第169号について、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第169号については、承認することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第170号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第170号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書9ページをご覧ください。図面資料は4ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,060㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。貸し付けの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。借り受けの申請事由は、申請地を借り受け耕作を行う。ということです。申請地は以前から借受人が耕作しており、今後も変わらず耕作を行うということです。貸借期間は10年間で、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は291㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請者らは親戚関係であり、以前から譲受人が譲渡人から依頼を受けて申請地を管理していました。所有権取得後も引き続き畑として耕作を行うということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>以上、説明いたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>議第170号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第170号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第170号については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第171号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第171号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書11ページをご覧ください。図面資料については9ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は100㎡です。申請人は議案書のとおりです。転用目的及び理由は、車庫及び倉庫を整備したい。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は164.9㎡です。申請人は議案書のとおりです。転用目的及び理由は、墓地及び管理地で現在の墓地は山間部にあり住居近くの申請地に移転したい。ということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は242㎡です。申請人は議案書のとおりです。転用目的及び理由は、農業用ビニールハウスを設置したい。また車両進入路、回転場を整備したい。とのこと。始末書が提出されており、平成11年頃育苗ハウスを建設するにあたり、全面をコンクリート舗装した。地元の農業</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>委員より転用許可が必要との指摘を受け申請を行ったとのこと。農用区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の3筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は638㎡です。申請人は議案書のとおりです。転用目的及び理由は、物置、車庫、駐車場及び庭などに利用したい。とのこと。始末書が提出されており、昭和25年頃より、先代が物置、車庫、庭を設置した。農業委員からの指摘で農地であることが判明し、手続きを行ったとのこと。農用区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は127.9㎡です。申請人は議案書のとおりです。転用目的及び理由は墓地及び管理地で、現在の墓地が急傾斜地にあり、住居近くの申請地に移転したいとのこと。農用区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号2番と同じです</p> <p>なお、申請番号2番と5番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日、許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足があれば、説明をお願いします。</p>
19番	<p>19番です。申請番号3番について補足説明します。図面資料は15ページです。始末書が出ておりますので読ませていただきます。今回の農地法第4条第1項の規定による許可申請にあたり、事情を説明させていただきます。当該農地は長らく水田や畑として耕作していました。しかし、平成11年4月に育苗用ビニールハウスを建設するにあたり、全面をコンクリート舗装し、北側の隣接地にある農業用倉庫への車両進入、回転場としても利用して現在に至っています。先日、地元の農業委員より農地法の転用許可が必要との指摘を受け、今回の申請に至りました。農地法の理解の不足からこのような事態を招いたこととお詫びするとともに、今後はこのような事がないように十分に留意いたしますということです。申請することに至った経過につきましては、地元の農業委員と農地利用最適化推進委員の指摘によって申請することになったということです。転用の目的は水稻育苗用施設を拡充するためです。平成11年の春から使用していました。計画したのは申請者本人であります。転用面積が特に大きいということもなく、農業用倉庫、作業所と近接しているという状況です。隣接集落内に受託農地があって、農作業用の車両の出入りに、この場所が適していたということが選定された理由です。以上、聞き取り調査、併せて始末書について報告といたします。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
6番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
6番	<p>6番です。申請番号4番について、先ほど事務局より始末書について説明があったところですが、その他に私の方に話があったのは、元々この土地については先代が農地法の手続きを得ずに建物や木等を整備したというもので、理由はともあれ無断で転用したこと、知らなかったとはいえ農地法を守らなかったことは誠に申し訳なく、深く反省しております</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>す。今後は農地法を遵守することをお誓いいたしますということでしたので、報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。他にありませんか。 (補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議第171号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。議第171号 農地法第4条の規定による許可申請のうち、申請番号1番、3番、4番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第171号のうち申請番号1番、3番、4番については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、議第171号 農地法第4条の規定による許可申請のうち、申請番号2番と5番については、常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第171号のうち、申請番号2番と5番については申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議長	<p>次に、議第172号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第172号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書14ページをご覧ください。図面資料については24ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は11㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で、賃借人、賃貸人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、駐車場が不足しているため申請地を貸借し利用したい。とのことです。始末書が提出されており、通作用の駐車場、近隣のゴミ集積箱置場にってしまった。法令の認識不足から手続きが後になってしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第9条に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1,095㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権の移転で、譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、太陽光発電施設を設置したい。とのことです。農用地区域外で確</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>認委員は議案書のとおりです。農地区分は、申請地の300メートル以内に総合センターがあることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は340㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権の移転で、譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、申請地を取得し住宅を新築したい。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は497㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸し人、借り人は議案書のとおりで、親子関係です。転用目的及び転用理由ですが、申請地を借り受け住宅を新築したい。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>なお、申請番号4番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上、説明いたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足があれば、説明をお願いします。</p> <p>1番 議長 1番</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>1番です。申請番号1番について説明します。始末書が出ておりますが、その前に聞き取りを行っておりますので説明をいたします。申請することになった経過は、図面資料で分かる通り隣接に空き家があり、そこへ入居される方があり、その入居される方が駐車場として使用したいということで、貸し付けるということです。転用目的は駐車場です。図面資料でわかるとおり、川沿いの道路に隣接する畑ですが、この道路が狭いうえに車の通行も多く、小学生の通学路にもなっていることから、道路側の部分を畑として使うことが困難であり、碎石を敷いて通作用の駐車場または近隣の住居のゴミ集積箱を置くようにしたということです。始末書を要約して申し上げますが、許可を待たずに道路側を通作用の駐車場、近隣住居のゴミ集積箱置場にしました。この土地は近隣に学校があるため川沿いの道路を通る人や自動車の往来が多く、また東西の見通しが悪いことから、危険で道路側は耕作が出来ませんでした。その畑として利用できない部分に碎石を敷き使用した次第です。私の法令の認識不足から手続きを怠っていたことを深くお詫び申し上げます。今後、このようなことが無いように法令遵守をお誓いいたしますという誓約書が出ております。以上です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長 10番 議長 10番	<p>ありがとうございました。他にありませんか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>10番です。申請番号2番について1,000㎡超の案件ですので、補足説明します。図面資料は28ページです。位置的には〇〇のドラッグストアの〇〇方面側になります。右側には〇〇病院や保育園、総合センターがあるところです。聞き取りをしましたので、その内容について説明します。申請することになった経緯は、耕作者は年々管理が難しくなり、何とかしなくてはと思っていたところ、太陽光発電施設のパンフレットを目にし、お願いすることにした。転用目的は太陽光発電施設。いつ頃からかということは9月頃から工事に入られるそうです。誰がということは譲受人の方です。周りの状況は、申請地は周りの農地よりも一段低いところで、雨水等は自然に浸透し、また、浸透しきれなかった水については隣接の水路に排水するということでした。低いために回りの農地への影響は無いと思われまます。また、パネルは真上に向けるということですので、周りの住宅への反射も無いと想定されます。その場所に選定された特性ということは、設置工事及びその後の管理について利便性があるということです。その他ですが、当初は1月末に担当行政書士から申請書の確認依頼がありましたが、その内容を見たところ、隣接農地及び隣接住民への説明が不十分であると思われましたので、範囲を広げて説明と同意を得てもらうように助言したところ、その後、年度が替わって5月の前半のところ、4、5回に分けて近隣住民の方々に説明をされて、隣接地権者、地域住民、水利組合などに説明をし、同意を得たという報告書がありましたので、了承という形になりました。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、議第172号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第172号 農地法第5条の規定による許可申請のうち申請番号1番から3番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第172号のうち、申請番号1番から3番については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議第172号農地法第5条の規定による許可申請のうち、申請番号4番については、常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第172号のうち、申請番号4番については申請のと</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>おり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議長	<p>次に、議第173号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第173号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見について説明いたします。</p>
	<p>議案書17ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画ですが、設定件数は〇〇町の1件で、田が1, 257㎡となっております。この全ての計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に基づき、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>以上、説明といたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、今回は〇〇町のみ案件でありますので、事前に協議をさせていただいております。〇〇町から発表をお願いします。</p>
4番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
4番	<p>4番です。この受け手の方について、よくわからない点もありましたので地元推進委員から情報をいただきました。この方は以前からこの土地を耕作されておられたということで、4月からは利用権設定をしないといけないということでこの申請が出たものです。この方は80歳くらいになられるそうで、高齢ではありますが、地域の中ではグループを組んで協力し合って営農されているということで、もし、何かあってもそのグループの皆さんで耕作する格好になると思いますので、今回の利用権設定は問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、〇〇町から発表のとおり、意見なしということですが、質疑はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、農業委員会として記述すべき意見はありませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。議第173号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしとして市長へ回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第173号については、意見なしとして市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第174号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について、を議題とします。国土調査課より説明を求めます。</p>
国土調査課	<p>議案書19ページ、議題174号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について説明します。今回の対象地区の事業計画区域名は〇〇</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>町〇〇地区、〇〇工区となります。現在、雲南市内で地籍調査を実施しているのは、〇〇町と〇〇町の2町で、雲南市全体の令和7年4月1日現在の進捗率は約99%となっています。因みに、全国の進捗率は約54%、島根県の進捗率は約55%となっております。</p> <p>実施区域ですが、図面資料の37ページの図面をご覧ください。〇〇町〇〇地内県道〇〇線の両側を中心とした山林部の区域になり、面積は0.43km<sup>2</sup>となります。</p> <p>議案書20ページの地目変更一覧表をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてです。調査前の筆数は、田が28筆で、畑が7筆でしたが、調査後は田を山林に変更したもの15筆、原野に変更したものが6筆、雑種地に変更したものが1筆で計22筆となりました。次に畑ですが、山林に変更したものが3筆の計25筆となりました。調査前地目と調査後地目比較すると、10筆減少していますが、理由は、合筆したためになります。</p> <p>2番目の地目別筆数面積変動表 についてです。調査前の田の筆数28筆、面積1.38haが、調査後0筆、面積0haとなりました。また、畑は調査前の筆数7筆、面積0.17haが、調査後0筆、面積0haとなりました。</p> <p>議案書21ページの地目別筆数面積変動表等調書は地区全体の農地以外の地目についての調査前後の筆数及び面積の変動を記載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>以上、説明いたします。</p> <p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第174号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第174号については、提案のとおり了承として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会いたします。</p> <p>ご起立ください。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:18終了)</p>
議長	
事務局	

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_